

# 九州吹奏楽連盟規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は九州吹奏楽連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は事務局を朝日新聞福岡本部内〔福岡市博多区博多駅前2丁目福岡朝日ビル内〕におく。

(組織)

第3条 本連盟は九州の吹奏楽団体をもって組織し、各地に次の支部をおく。

北九州支部・筑豊支部・福岡支部・佐賀支部・長崎支部  
熊本支部・鹿児島支部・宮崎支部・大分支部・沖縄支部

## 第二章 目的および事業

(目的)

第4条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、九州地区の吹奏楽の普及向上に寄与すると共に、団体相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト
- (2) 講習会・研究会等の開催
- (3) 吹奏楽曲創作の奨励および普及
- (4) 各県吹奏楽普及事業の助成
- (5) その他適当と認めた事業

## 第三章 役員および事務局

(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 理 事 22名以内（理事長1名・副理事長3名を含む。ただし、1名は朝日新聞西部本社お客様担当部長を、議決権を有しない副理事長とする。）
- (2) 常任理事 若干名
- (3) 監 事 2名

(役員の選任)

第7条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 理事は次のとおり選任する。
  - ① 各支部より1名（原則として正会員もしくは支部長）
  - ② 学識経験者を理事に加えることができる。ただし、学識経験者の数は理事総数の2分の1をこえてはならない。
- (2) 理事長は理事会で互選する。ただし、役員選考会で候補者を選任する。
- (3) 副理事長および常任理事は、理事会の議決を得て、理事長が理事の中から選任する。
- (4) 監事は理事会で選任する。ただし、役員選考会で候補者を選任する。

#### (役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、その運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、その職務を代行する。また、理事会の決定に従い、日常の業務を遂行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、本連盟の運営事業の遂行に必要な事項を審議し、決定する。
- (4) 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決定に基づき日常の事務に従事する。
- (5) 監事は本連盟の事業の運営ならびに会計を監査し、理事会・総会に報告する。

#### (役員の任期)

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (2) 换算または増員により選任された役員の任期は、前任者または後任者の残任期間とする。

#### (事務局)

第10条 本連盟の事務を処理するために事務局をおく。

- (1) 事務局には事務局長および事務局次長、その他の職員をおく。
- (2) 事務局長および事務局次長は、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
- (3) 職員は有給とする。
- (4) 職員は理事長が任免する。

## 第四章 名誉会長・会長・顧問および参与

#### (名誉会長および会長)

第11条 本連盟に名誉会長および会長をおくことができる。

- (1) 名誉会長および会長は理事会の議決により推薦する。

#### (顧問および参与)

第12条 本連盟に顧問および参与をおくことができる。

- (1) 顧問および参与は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- (2) 顧問および参与は、理事会または理事長の諮問機関とする。

## 第五章 会議

#### (会議の種類)

第13条 会議は総会・理事会・常任理事会・事業特別委員会・事業部会・支部長会・事務局長会とする。

#### (総会)

第14条 総会は理事、各支部事務局長および1名の支部代表で組織し、毎年1回会計年度終了後理事長が招集する。なお、支部代表の員数は、加盟団体数50団体をこえるごとに1名を追加することとする。

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員選任についての承認
- (2) 事業計画および収支予算についての事項
- (3) 事業報告および収支決算についての事項
- (4) 規約の決定および変更に関する事項
- (5) その他本連盟に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会)

第16条 理事会は理事をもって組織し、理事長がこれを招集する。

- (1) 理事会は定例会を年3回とする。
- (2) その他理事長が必要と認めたとき、および理事総数の3分の1以上から請求されたときは招集する。

第17条 理事会は次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき原案の事項
- (2) 役員・監事の選任に関する事項
- (3) 細則の決定および変更に関する事項
- (4) 名誉会長・会長・顧問および参与などの推薦に関する事項
- (5) 各事業に関する企画・実施に関する事項
- (6) その他

(常任理事会)

第18条 常任理事会は理事長・副理事長・常任理事で構成し、必要に応じて理事長が招集する。

第19条 常任理事会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 総会・理事会に提案する議案の起草、報告事項の作成、会議運営の準備に関すること。
- (2) 総会・理事会決定事項の処理に関すること。
- (3) 全日本吹奏楽連盟および、その他の文化団体との連絡に関すること。
- (4) その他事業遂行に必要な事項。

(事業特別委員会)

第20条 本連盟が主催・主管する事業ごとに委員会を組織し、必要に応じ理事長がこれを招集し、事業を遂行する。

第21条 事業特別委員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・運営計画とその実施
- (2) 会計の実施
- (3) その他必要事項

(支部長会)

第22条 支部長会は理事長・支部長をもって組織し、理事長がこれを招集する。

第23条 支部長会は次の事項について協議する。

- (1) 本連盟の理念（指針・方針）に関する事項
- (2) 運営に関する事項
- (3) 役員の選考に関する事項
- (4) その他の事項

(事務局長会)

第24条 事務局長会は理事長・副理事長・事務局・各支部事務局長で組織し、理事長がこれを招集する。

第25条 事務局長会は次の事項を研修・協議する。

- (1) 本連盟の理念（指針・方針）に関する事項
- (2) 支部運営に関する事項
- (3) その他の事項

(会議の進行と定数)

第26条 会議の議長ならびに司会者は次のとおりとする。

- (1) 総会の議長は理事の互選とする。

- (2) 理事会の議長は理事長とする。
- (3) 常任理事会の議長は理事長とする。
- (4) 委員会の司会者は委員長とする。
- (5) 支部長会の司会者は支部長の互選とする。
- (6) 事務局長会の司会者は副理事長とする。

第27条 会議は構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第28条 会議の議決は出席の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。なお、総会での議決権は支部長・各支部事務局長・1名の支部代表および、加盟団体50団体を越えるごとに1名加えられる支部代表とする。ただし、本規約の改廃については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第六章 県吹奏楽連盟および管内支部

(県連盟および管内支部)

第29条 県吹奏楽連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員となり、その法人の地域区分による九州支部に所属する。

第30条 九州吹奏楽連盟に加盟する県吹奏楽連盟および管内支部は毎年1回それぞれに総会を開き、その決定にもとづく下記書類を5月末までに本連盟に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体名簿および事務所所在地
- (2) 役員組織一覧表
- (3) 事業計画および予算
- (4) 前年度の事業報告および会計報告

第31条 各県吹奏楽連盟および管内支部は毎年6月末までにその年度の会費(500円)および支部賛助金(2,400円)を加盟団体数により納入する。

## 第七章 部門別部会

(部門別部会)

第32条 規約第4条、第5条にもとづき、次の部門別部会をおく。

- (1) 小学生部門 (名称) 九州小学校吹奏楽連盟
- (2) 中学校部門 (名称) 九州中学校吹奏楽連盟
- (3) 高等学校部門 (名称) 九州高等学校吹奏楽連盟
- (4) 大学部門 (名称) 九州大学吹奏楽連盟
- (5) 職場部門 (名称) 九州職場吹奏楽連盟
- (6) 一般部門 (名称) 九州一般吹奏楽連盟

第33条 部門部会ごとの規約については、理事会の議決を経て総会の承認により別に定める。

## 第八章 会計

(経費の支弁)

第34条 本連盟の経費は支部賛助金・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。

第35条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、昭和48年度は昭和48年3月1日からとする。

## 付 則

- 1 本規約は昭和34年4月 1日制定施行
- 2 " 昭和45年6月28日改正施行
- 3 " 昭和48年3月27日 "
- 4 " 昭和48年6月11日 "
- 5 " 昭和53年3月 5日 "
- 6 " 昭和54年4月28日 "
- 7 " 昭和56年4月29日 "
- 8 " 昭和57年4月29日 "
- 9 " 昭和58年5月 3日 "
- 10 " 平成 元年4月30日 "
- 11 " 平成 7年5月 7日 "
- 12 " 平成14年4月28日 "
- 13 " 平成15年5月 4日 "
- 14 " 平成25年4月28日 "
- 15 " 平成27年4月26日 "
- 16 " 令和 元年6月23日 "

## 第九章 補 則

第36条 この規約施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。